

ニセコ町と札幌国際大学・札幌国際大学短期大学の
包括的連携に関する協定書

ニセコ町（以下「甲」という。）と札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部（以下「乙」という。）は、相互の特色を活かした交流を図り、人材の育成や教育・研究、甲の産業・文化の振興、まちづくり及び甲における公共の福祉への貢献等に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携し、甲における諸課題解決と発展及び次代を担う人材の育成や学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）人材育成や教育・研究などの交流連携に関する事項
- （2）人的・知的・物的資源の相互活用に関する事項
- （3）甲の産業・文化の振興、まちづくりのための連携・協力に関する事項
- （4）甲における諸課題解決に向けた政策の共同研究に関する事項
- （5）その他、本協定の目的に沿う事項

（実施方法）

第3条 前条に掲げる事項を実施するとき、事項ごとに具体的な実施方法をそれぞれ担当部署において協議の上、実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく包括的連携、協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも特段の申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上でこれを定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各1通を保有する。

2021年 3月29日

甲 虻田郡ニセコ町字富士見47番地

ニセコ町長



乙 札幌市清田区清田4条1丁目4-1

札幌国際大学 学長



札幌国際大学短期大学部 学長

